

「リメディアル教育」の概念とその可能性

齊藤 伸

はじめに

本研究ノートの目的は、日本リメディアル教育学会（以下、JADEと略記する）第15回全国大会の総会（2019年8月27日）において、広く一般に知られ、用いられている「リメディアル教育」の概念が正式に定義されたことを受けて、その意義と可能性を改めて考察することである。今回の定義づけの発端は、JADEの現会長である谷川裕稔によると、2018年12月に『カレッジマネジメント』誌の編集部から問い合わせがあり、以下の3つの質問に回答することからであった。すなわち、①高等教育機関でのリメディアル教育を実施している背景・経緯・目的、②リメディアル教育実施の現状、③リメディアル教育の現状の課題・方向性¹⁾である。これらは総じてわが国における「リメディアル教育」の現状をめぐる質問であり、それらに誤解なく回答するためには、そもそも「リメディアル教育」とは何かに関して、質問者と回答者が相互に共通した理解を有することが前提される。ところが、この概念はそれを用いるものによって、意味する内実に大きな隔りがあり、著者はすでに「学士課程における英語教育と＜リメディアル教育＞」と題してその考察を行ったことがある²⁾。たとえば2008年に中教審の答申に組み込まれた「リメディアル教育」は「補習教育」の言い換えとして用いられているが、そうした「リメディアル的な」教育内容のすべては本当に正課授業の外で行われなければならないのか。そうした点について上述の拙稿では学士課程における英語教育を例に挙げて考察した。そこで述べたように、これまで「リメディアル教育」の概念はいくつかの異なる意味合いで用いられてきたが、この度のJADEによる定義づけによってそれが明確な指針を得たことの意義と可能性を考えてみたい。

「リメディアル教育」の定義

JADEの2019年総会において、「リメディアル教育」は次の2点を意味すると定義された。

1. 「リメディアル教育」は「学習・学修支援」を意味する。
2. 大学院生を含む高等教育機関に学ぶ全ての学生と入学を予定している高校生や学習者に対して、必要に応じてカレッジワークに係る支援を高等教育機関側が組織的・個別に提供する営み、またその科目・プログラム・サービスの総称³⁾。

第一に、「リメディアル教育」は「学習・学修支援」と同義であり、主に正課授業の外で行われる教育を指す。これまで文科省は中等教育レベルを下回る内容は、この第一の意味でのリメディアル教育、すなわち学習・学修支援として行われるべきであると指摘してきた。

それに対して第二の定義においては、それが対象とするのはいわゆる「習熟度」の低い学生だけに留まらないことが特徴的である。それは、「必要に応じた」学習・学修の支援の提供であるため、必ずしも「補習的な」内容に限定されず、むしろ「＜単位非認定＞の支援・科目はもちろんのこと、＜単位認定＞のそれらにも関わる営み」⁴⁾が含まれる。また、ここでのそれは入学前の高校生から、大学院生にまでその対象が拡大され、高等教育の入口から出口まですべてのフェーズで学習者を支える基礎教育とされる。

リメディアル教育の可能性

リメディアル教育は、当然のことながら単位取得を目指す学生、「学びなおし」を意図する学生に向けた「学習・学修支援」において最大の役割を

果たすことが期待される。しかしながらそうした「支援」は、いつしかその学生にとって不要となるような「支援」でなければならぬ。それゆえ「リメディアル教育」はつねに第二の定義を見据え、「必要に応じて」自ら学び、自ら学び続けることができる「自律的な学修者」の育成がその目的に含まれねばならない。このような意味で、「リメディアル教育」は「すべての学生の必要、目的、能力に合った教育機会を促進する」⁵⁾ という、かつてアメリカのNADE (National Association for Developmental Education) が設定した第一の目的に沿って、その時々により多彩で多用な背景をもつ学生の必要に応じた「科目・プログラム・サービス」の提供が求められる。

おわりに

これまでさまざまな意味で用いられていた「リメディアル教育」の概念が、かなり「広義」にはあるが明確な文言でその内容が規定されたことには大きな意義があろう。それは中等教育レベルの内容に限定され、そこに留まる必要はないし、反対に単位認定のプロセスがつねにそれと距離を置いたところで展開される必要もないことが言明

されたからである。大学での学びを教育者・教育内容の観点から線引きするのではなく、むしろ一人一人の学生が入学から卒業まで、それぞれの時宜にかなった学びを実現するための「支援」が「リメディアル教育」のあるべき姿となろう。そうした意味においては、JADEによるこの度の定義づけの承認はリメディアル教育の実践、研究に携わるものにとって、それを後押しする大きな原動力となるに相違ない。

注

- 1) 谷川裕稔「JADE会員が共有できるリメディアル教育」の定義の構築に向けて(2)『リメディアル教育研究』第13巻、2019年、1-3頁参照。
- 2) 齊藤伸「学士課程教育における英語教育とリメディアル教育」『聖学院大学総合研究所Newsletter』vol. 25、No.2、2015年、8-10頁。
- 3) 「日本リメディアル教育学会」: <http://www.jade-web.org/guidance/definition.html> (2020/02/07/最終アクセス)
- 4) 同HP参照
- 5) 前掲拙稿参照

(さいとう・しん 聖学院大学基礎総合部特任助手)